



勸 告

北才室第 12号
平成27年 3月 5日

北見市長 様

北見市オンブズマン
代表 野呂 伸一



平成27年1月9日付けで申立てのありました苦情につき、調査した結果、北見市オンブズマン条例第17条第1項の規定により、次のとおり勧告します。

苦情申立ての趣旨	毎月発行される「広報きたみ」が届かない。
勸告先	北見市長
勸告年月日	平成27年 3月 5日
勸告の内容	<p>【勧告の主文】</p> <p>北見市は、北見市広報紙の配布を依頼している各町内会に対し、町内会未加入世帯へも配布するよう協力を求めるなど、無配布世帯数を減らすべく具体的措置をとるよう勧告する。</p> <p>【勧告の理由】</p> <p>1 事案の概要</p> <p>本件は、町内会未加入世帯の市民から、その居住地域町内会が町内会加入世帯にのみに広報紙を配布しているため、自宅に広報紙が配布されないとの苦情である。</p> <p>2 調査の概要</p> <p>オンブズマンは、北見市市民環境部市民の声をきく課に対して調査を実施した。調査の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 北見市広報紙発行規程第7条は、「広報紙は、市区域内にある全世帯に無料で配布する」と定めている。</p> <p>北見市は、市内697町内会（以下「町内会」という。）の協力により、市内各世帯へ広報紙を配布しているほか、公共施設に設置して希望者に配布するなどしている。町内会に対しては、1部あたり13円の配布手数料を支出している。ただし、町内会は北見市からの依頼を受けて配布に協力しているに過ぎず、北見市は配布方法につき町内会を指導する立場にない。</p> <p>町内会への配布部数は、町内会からの申告に基づく。また、印刷所から町内会までの配送は業者が行っている。</p> <p>北見市の世帯数は、5万4032世帯（平成26年12月31日現在）であるのに対し、広報紙配布数は4万4850部であつ</p>

て、その配布率は約83%にとどまる。

- (2) 北見市は、町内会が町内会未加入世帯（以下「未加入世帯」という。）にも配布しているか、町内会加入世帯（以下「加入世帯」という。）にのみ配布しているか、実態を把握していない。

北見市は、町内会に対し、未加入世帯にも配布するよう協力を求めるなどの働きかけをしたことがない。

北見市は、広報紙の配布方法につき、平成23年、北見市まちづくり協議会に諮問し、民間業者への委託による戸別配布に切り替えることが適当である旨答申された。民間業者への委託は、配布率の向上だけでなく、経費の削減も見込めた。そして、民間業者への委託に関し、町内会に対するアンケート調査の実施を検討したが、調査を実施するには至らなかった。

3 オンブズマンの判断

- (1) 北見市広報紙は、市の行政その他必要と認める諸般の事項を市民一般に知らせ、市政に対する市民の正しい理解と協力を得るため、市区域内にある全世帯に無料で配布するとされているところ、できる限り無配布世帯が生じないようにその配布方法を工夫しなければならないことは言うまでもない。

したがって、現行の配布方法に比較して、配布率の向上が期待できる他の合理的配布方法があれば、その変更の可否につき十分な検討を行うべきである。

しかし、北見市は、北見市まちづくり協議会に諮問し、民間業者への委託による戸別配布に切り替えることが適当である旨答申された際、町内会に対するアンケート調査さえ行わなかったというのであるから、十分な検討がなされたとは認め難い。

また、広報紙の配布につき民間業者への委託を検討するにあたっては、町内会が長年広報紙の配布を担ってきた実情を踏まえると、加入世帯数、未加入世帯数、加入世帯のみに配布している町内会の数及び無配布世帯数などの実態、並びに未加入世帯への配布協力や民間業者委託等についての町内会の意向を調査する必要性は高いと考える。

- (2) 配布方法を変更しない場合も、加入世帯にのみ広報紙を配布している町内会に対し、未加入世帯へも配布するよう協力を求めれば、無配布世帯数を減少させることができると思われる。
- (3) ところが、北見市は、町内会に対する実態及び意向の調査を行うなどして配布方法の変更を検討したことがなく、無配布世帯数を減らすために町内会へ働きかけたこともないというのであるから、然るべき措置をとることで配布率が改善される余地があるといえる。
- (4) したがって、北見市は、北見市広報紙の配布を依頼している各町内会に対し、町内会未加入世帯へも配布するよう協力を求めるなど、無配布世帯数を減らすべく具体的措置をとるべきである。